

## 西尾幡豆定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 西尾幡豆における人口定住に必要な生活機能の確保による定住自立圏の形成に当たり、圏域の将来像及び定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する西尾幡豆定住自立圏共生ビジョンの策定に資するため、西尾幡豆定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、西尾幡豆定住自立圏共生ビジョンの策定(変更を含む。)のための審議を行う。

### (組織)

第3条 懇談会は委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等の中から、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長を各1名置く。

2 座長は委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (事務局)

第7条 懇談会の事務を処理するため、事務局を西尾市企画部企画課に置く。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、座長が市長と協議の上、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施後、最初に着任する西尾幡豆定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、着任の日から平成23年3月31日までとする。